

キャッシュレス決済機能付き証紙自動券売機導入・運用業務に関する

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、キャッシュレス決済機能付き証紙自動券売機導入・運用業務（以下、「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選考するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

キャッシュレス決済機能付き証紙自動券売機導入・運用業務

(2) 業務内容

別紙「キャッシュレス決済機能付き証紙自動券売機導入・運用業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和12年12月31日まで

(4) 履行期間（運用業務）

令和8年1月5日から令和12年12月31日 まで

(5) 納品期限

令和7年12月19日まで

※実際の納品については、事前に発注者と調整の上で決定。

(6) 上限額

6,610,985円（消費税および地方消費税を含む。）

【内訳】

令和7年度	3,809,795円（導入費＋システム利用料3か月分）
令和8年度	365,340円（システム利用料1年分＋保守料金3か月分）
令和9年度	649,560円（月額利用料1年分）
令和10年度	649,560円（月額利用料1年分）
令和11年度	649,560円（月額利用料1年分）
令和12年度	487,170円（月額利用料9か月分）

※上記月額利用料には、保守料金及びシステム利用料を含む。

※保守料金については、1年目から費用が発生する場合、内訳額を超えない範囲で見積書に記載すること。

この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。提案見積金額が上限額及び各年度の内訳の金額を越えた場合は、失格とする。

なお、契約締結の日の翌日から令和7年12月31日までの準備期間に要する経費は、全て受託事業者において負担するものとする。

3 実施形式

(1) 募集方法

公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

4 日程

項目	期日	方法
公募による募集	令和7年8月22日（金）から 令和7年9月11日（木）まで	市ホームページに実施要領等を掲載する。
参加意思表明書の提出期限	令和7年9月1日（月） 午後4時45分まで	【直接持参、または郵送で提出】 提出書類については「7 参加意思表明書等の提出（4）提出書類」のとおり。
質問書の提出期限	令和7年9月1日（月） 午後4時45分まで	【電子メールで提出】 ・質問書（様式第6号）
参加資格審査の結果通知	令和7年9月4日（木）	電子メールおよび文書にて通知する。
質問書回答日	令和7年9月4日（木）	市ホームページに掲載する。
企画提案書等提出期間	令和7年9月5日（金） 午前9時00分から 令和7年9月11日（木） 午後4時45分まで	【直接持参、または郵送で提出】 提出書類については「10 企画提案書等の提出（4）提出書類」のとおり
プレゼンテーションの実施	令和7年9月16日（火）	事前に電子メールにて詳細を連絡する。
選定結果の通知	令和7年9月25日（木）までに	郵送にて通知するとともに、市ホームページにも掲載する。
契約締結	令和7年10月3日（金）までに	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

5 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 国や他の地方公共団体の行政機関等において、本業務と類似した業務実績があること。
- ② ISO27001 シリーズ又はプライバシーマークの認証を取得していること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

- (イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
 - (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。
 - (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ⑥ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
 - ⑦ 草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。
- (2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

6 説明会

説明会は実施しない。ただし、本実施要領及び仕様書を確認のうえ、質疑があるときは質疑応答期間内に質問書を提出すること。

なお、既存券売機の規格や設置場所等は、別添「(参考)現在の証紙自動券売機詳細」を参考のこと。

7 参加意思表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書および草津市契約規則等の各規定を理解したうえで、以下に定めるところにより、参加意思表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年9月1日（月） 午後4時45分まで

(2) 提出先

草津市役所会計課（市役所1階）

(3) 提出方法

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(4) 提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数
1	参加意思表明書	1	各1部
2	事業実績調書	2	
3	財務諸表分析表	3	
4	過去2年間分の財務諸表の写し		
5	ISO27001 シリーズ又はプライバシーマークの認証取得を称する書類の写し		

6※	履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）もしくは 身分証明書の写し（個人の場合）		
7※	完納証明書の写し ア 支店、営業所等が草津市に存する場合には草津市 市税分（草津市発行） イ 法人税、消費税および地方消費税分（税務署発 行） ※アは、直近1年分の納期が到来した全ての税目とする。 ※すべて滞納がないことが確認できるものであること。		

※上記6，7の書類は草津市に入札参加資格の登録をしている事業者は不要とする。
また、その場合の書類による審査は上記1から5までの書類にて行う。

8 参加資格審査

提出された参加表明書類により、参加資格審査を実施する。

審査結果については、令和7年9月4日（木）に、全ての参加事業者に電子メールおよび文書を発送し通知する。

なお、審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

9 質問・回答

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）にかかる質問は一切受け付けない。

(1) 質問の提出方法

別添の質問書（様式第6号）により、電子メールにて提出し、提出後、必ず電話による受信確認を行うこと。また、電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年9月1日（月）午後4時45分まで

(3) 提出先

草津市役所会計課審査・出納係

メールアドレス：kaikei@city.kusatsu.lg.jp

電話番号：（077）561-2410

(4) 回答方法

令和7年9月4日（木）に市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。また、質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。

10 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和7年9月5日（金） 午前9時00分から

令和7年9月11日（木） 午後4時45分まで

(2) 提出先

草津市役所総務部契約検査課（市役所7階）

提出時、契約検査課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「事業者名」を伝えること。

(3) 提出方法

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(4) 提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書等提出届	4	正本1部
2	企画提案書		正本1部 副本5部
3	見積書		正本1部

※副本は、提案者が特定できる項目（企業名、組織名称、ロゴマーク等）を全て削除して提出すること。

(5) 作成方法

- ① 企画提案書は、縦向きかつ横書きのA4版で両面印刷をして左綴じで製本すること。また、A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズに折り込むこと。
- ② 企画提案書は、概ね20枚以内（表紙除く）で簡潔に記載すること。なお、文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ③ 企画提案書は、仕様書の業務内容に掲げる各事項を踏まえて作成すること。表紙には、タイトル「キャッシュレス決済機能付き証紙自動券売機導入・運用業務」、提出年月日、会社名を記載すること。なお、企画提案書に記載すべき項目は、別添の「企画提案書作成事項及び評価基準」のとおりとする。
- ④ 見積書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。
 - (ア) 見積書の有効期限については、契約締結時期まで有効とすること。
 - (イ) 見積金額は、消費税および地方消費税を含まない額で記載すること。
 - (ウ) 委託契約の見積書には、契約期間の総額、導入にかかる費用の総額及び詳細、利用料金及び保守料金等にかかる令和12年12月31日までの月額及び年度毎の年額を記載すること。また、「2 業務概要 (6) 上限額」に記載する各年度の内訳額を超えない範囲で記載すること。保守料金について、1年目から費用が発生する場合は内訳額を超えない範囲で記載すること。なお、「2 業務概要 (6) 上限額」に示す額は消費税および地方消費税を含む額であるので、見積額に消費税および地方消費税を加えた額が上限額および各年度の内訳額を超えることがないように注意すること。
また、日割り計算は行わないものとする。
 - (エ) 見積日・業務名・会社名・代表者名を明記し、代表者印を押印すること。また、草津市契約規則第23条第2項の規定に基づき、企画提案書とは別に封筒に入れて、必ず代表者印で封印のうえ提出すること（封じ目すべてに押印のこと。）。

(6) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。

提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

11 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書類を基に、市職員で構成するキャッシュレス決済機能付き証紙自動券売機導入・運用業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。

(1) 開催日

令和7年9月16日（火）

時間等の詳細は、参加事業者に参加資格結果通知と同時に電子メールで通知する。

なお、プロポーザルへの参加事業者数等により、日程等を変更する可能性がある。

(2) 開催場所

草津市役所内

詳細は、開催時間とあわせて電子メールで通知する。

(3) プレゼンテーションおよび質疑応答の所要時間

30分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明を行うこと。

その後、15分程度の質疑応答を行う。

ただし、参加事業者の数により時間を変更することがある。

(4) 会場入室者数

プレゼンテーションの会場への入室は3名以内とする。

主たる説明・質疑応答は、本業務の主担当者が行うこと。

(5) 使用備品等

プレゼンテーションで使用するパソコンやプロジェクター等の機器は、各提案者が用意すること。ただし、投影用のスクリーンは本市が用意するので、使用する場合は事前に連絡すること。

(6) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

12 候補者の選定

審査委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

- ① 審査委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を委託先候補者（優先交渉者）として選定する。
- ② 評価点が同点の場合は、企画提案内容の評価が高い事業者を選定する。
- ③ 提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば委託先候補者（優先交渉者）とする。
- ④ 委託先候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本業務についての交渉を行う。

(2) 評価基準

- ① 参加意思表明書類や企画提案書類、プレゼンテーションを基に、別添の「企画提案書作成事項及び評価基準」に基づいて審査を行う。
- ② 評価基準の評価点が6割未満の候補者は、委託先候補（優先交渉者）として選定しないもの

とする。なお、候補者が1者の場合においては、見積価格を除いた評価点で判断するものとする。

(3) 審査結果

審査結果については、令和7年9月25日（木）までに、全ての参加事業者に文書を発送するとともに、草津市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 企画提案の失格

以下の条件に該当する場合は、審査委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出された見積書に代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印が必要）
- ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑧ プレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ 「2 業務概要(6) 上限額」に記載する額及び各年度の内訳額を超過した見積書を提出した場合

13 契約の締結等

- (1) 本業務の契約は、草津市契約規則によるものとする。
- (2) 草津市は、委託先候補者（優先交渉者）と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合があります。また、これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (3) (2)による協議成立後、草津市と受託者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、委託料上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。
- (4) (2)(3)の規定に関わらず、当初提案の内容について変更の必要がないと認めるときは、再度の見積徴取は行わず、当初の見積書をもって、随意契約を締結する。
- (5) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (6) 前払金 不可
- (7) 分割払 可
- (8) 契約保証金 免除

14 その他

(1) 費用負担

プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を草津市に請求することはできない。

(2) 辞退の表明

参加意思表明書の提出後または企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第5号）により、担当課あてに提出すること。辞退により、

不利益な扱いを受けることはない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、草津市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 情報公開および提供

草津市は企画提案者から提出された企画提案書等について、草津市情報公開条例（平成16年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託先候補者（優先交渉者）特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(6) 令和8年度以降、予算の減額等による契約の変更等があり得るので留意のこと。

(7) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

15 問合せ先

草津市役所 会計課 審査・出納係

担当者：今山（主事）、林（課長補佐）

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号（草津市役所1階12番窓口）

電話：077-561-2410

FAX：077-561-2479

メールアドレス：kaikei@city.kusatsu.lg.jp